

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（財務省）

制 度 名	源泉徴収不適用となる短期公社債の範囲拡大				
税 目	所得税、法人税				
要 望 の 内 容	<p>短期公社債について、源泉徴収不適用となる範囲を拡大すること</p> <table border="1" data-bbox="874 857 1487 952"> <tr> <td data-bbox="874 857 1220 952">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 857 1487 952">－ 百万円 （ － 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国債市場の環境に合わせ、様々な発行方法をもって資金調達を行うことにより、大量に発行される国債の安定消化を図り、ひいては発行者である国の資金調達コストの低減に資するため。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>短期公社債のうち、財政法 4 条により発行される国債（いわゆる建設国債）及びその年度における一般会計の財源に充てるために発行される国債（いわゆる特例国債）は源泉徴収不適用の対象に含まれておらず、事実上発行できない。我が国の資金調達コストの抑制を図るためには、建設国債及び特例国債を含めた様々な発行方法で資金調達を行うことが必要であり、源泉徴収不適用の対象とされるべきである。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
		政策の達成目標	非居住者等による国債の保有・売買の促進 国債市場の流動性・効率性の向上 国債消化の促進と利払費の軽減
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久化
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ。)
	政策目標の達成状況	T-BILLの金利は日銀の政策金利の影響を受けるところ、概ね低位安定した資金調達が行われている。 T-BILL入札における平均落札利回り(年度平均)の推移 平成17年度 0.0188% 平成18年度 0.4009% 平成19年度 0.6013% 平成20年度 0.5001% 平成21年度 0.1584%	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	国債の振替決済制度上、発行時の取得者数の把握は困難
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	様々な発行方法による資金調達を可能とするため源泉徴収不適用の対象を拡大することは、国債の安定消化や資金調達コストの低減につながる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
予算上の措置等の要求内容及び金額		なし	

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	財政法 4 条により発行される国債（いわゆる建設国債）及びその年度における一般会計の財源に充てるために発行される国債（いわゆる特例国債）と、既に源泉徴収不適用の対象となっている国債とに差異はない。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	非居住者等の償還差益の非課税措置 平成 19 年度(推計)▲37 億円 平成 20 年度(推計)▲40 億円 平成 21 年度(推計)▲14 億円
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	様々な発行方法による資金調達を可能とするため源泉徴収不適用の対象を拡大することは、国債の安定消化や資金調達コストの低減につながる。
		前回要望時の達成目標	なし
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	なし
	これまでの要望経緯		T-BILL の償還差益に係る非居住者非課税制度は平成 11 年度新設、以後拡充。